

# 長浜市下水道ビジョン

◆◆快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築◆◆



平成27年3月

長浜市 都市建設部 上下水道課



# 目次

<b>第1編 はじめに</b> .....	1
<b>第2編 地域特性の把握</b> .....	2
1 位置・地勢.....	2
2 気候.....	3
3 人口.....	4
4 財政.....	6
<b>第3編 下水道事業の概要</b> .....	7
<b>第4編 下水道の現状と課題</b> .....	10
1 生活排水処理の現状.....	10
2 管路整備状況.....	11
3 処理場整備状況.....	12
4 水環境の現状.....	13
5 地震対策の現状.....	14
6 維持管理の現状.....	15
7 浸水対策の現状.....	18
8 改築更新の状況.....	19
9 経営の現状.....	20
<b>第5編 取組方針</b> .....	22
<b>第6編 具体的施策</b> .....	23
1 事業継続性の確保.....	24
(1) 統廃合計画及び計画的な改築更新.....	24
(2) 不明水調査・対策.....	24
2 快適な都市づくり.....	29
(1) 汚水整備の推進.....	29
(2) 下水道接続の促進.....	29
3 安全・安心な都市づくり.....	30
(1) 地震対策.....	30
(2) 浸水対策.....	31
4 地域住民との交流・連携.....	31
(1) 広報・啓発活動の充実.....	31
(2) パブリック・コメントの実施.....	31
(3) 管路情報閲覧の実施.....	31
<b>第7編 下水道経営の見通し</b> .....	32
1 法適化.....	33

2 処理原価を意識した運営基盤の強化 .....	33
3 農業集落排水施設の統合 .....	34
4 公共下水道の推進 .....	34
5 管理体系の集約化 .....	34
6 中央監視の強化 .....	34
7 料金徴収事務の一元化 .....	35
8 人件費の削減 .....	35
9 使用料債権の徴収強化 .....	35
10 スtockマネジメントの活用 .....	35

## 第1編 はじめに

長浜市は、平成 18 年に 1 市 2 町（長浜市、浅井町、びわ町）、平成 22 年に 1 市 6 町（長浜市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町）の 2 度の合併により、人口が 12 万 2 千人余となりました。

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として、市の中心部については、琵琶湖流域下水道の関連公共下水道として整備を進めるとともに、市街化調整区域については同じく琵琶湖流域下水道の関連特定環境保全公共下水道により整備を図り、管渠整備がほぼ完了しました。

農業集落排水施設は、55 地区（旧長浜 7、浅井 3、びわ 8、湖北 11、高月 2、木之本 1、余呉 11、西浅井 12）、小規模集合排水処理施設は 1 地区（旧西浅井月出）、個別排水処理施設は 1 地区（旧余呉摺墨）により公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、事業に着手し、管渠の整備と処理場の建設を進めてきました。（なお、以下では 55 地区と表記する場合は、農業集落排水施設（小規模集合排水処理施設 1 地区と個別排水処理施設 1 地区を含まない）を示し、57 地区と表記する場合は、農業集落排水施設等（小規模集合排水処理施設 1 地区と個別排水処理施設 1 地区を含む）を示します。）

しかしながら、少子・高齢化、人口減少社会や節水型社会の到来による水需要の減少や環境に対する関心の高まり、施設の老朽化や地震等への備え、事業経営を巡る内外の動向等、下水道を取り巻く環境は益々厳しさを増しています。

今後は将来にわたり「快適な生活環境の保全」、「公共用水域の水質保全」等により健全な水循環の再生や、地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇問題に対する「地球環境の保全」に貢献しながら、「下水道事業」を持続可能なものとしていかなければなりません。よって、多様な施設の一層の効率的運用と、下水道経営のさらなる健全化を図る必要があります。

本市は、平成 25 年度末には普及率が 99.5%（公共下水道：78.3%、農業集落排水施設：21.2%）を超えており、この間の事業量は公共下水道（1,142 億円）と農業集落排水施設（463 億円）をあわせて 1,600 億円を超えています。

一方、前述のとおり普及率は 99%を超え、施設整備もピークを越えて概成状態に近づきつつあるが、公営企業会計の導入、職員定数削減のなかでの技術力の承継、広報・啓発等、事業を円滑にすすめるための県との連携、さらには下水道経営の見える化といった新たな課題も浮かび上がってきています。

こうした長浜市における下水道事業における課題を整理し、平成 40 年度を目標とした下水道事業に関する取り組み方針を示す「長浜市下水道ビジョン」（以下、下水道ビジョン）を策定し、持続可能な下水道事業を目指します。

## 第2編 地域特性の把握

### 1 位置・地勢

本市は、日本一の広さを誇る琵琶湖の東北部に位置し、総面積は 680.79 km<sup>2</sup>（うち陸地 539.48km<sup>2</sup>）であり、北は福井県、東は岐阜県に接しています。伊吹山系等の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に囲まれ、中央には、琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野が広がり、琵琶湖岸には多くの水鳥が集う等優れた自然景観を有しています。地理的には、京阪神や中京、北陸の経済圏の結節点となる場所にあり、京都市や名古屋市からおよそ 60km、大阪市からおよそ 100km、福井市からおよそ 90km のところに位置しています。

鉄道は、市域の南北に北陸本線が走り、米原駅で東海道本線、東海道新幹線へと結ばれています。また、近江塩津駅で北陸本線から湖西線が分岐し、京都方面へつながっています。

広域幹線は、国道 8 号と北陸自動車道が市の南北を貫き、北陸自動車道が名神高速道路米原ジャンクションへ連絡し、京阪神方面・名古屋方面へつながっています。一般道は、京阪神方面は国道 8 号から国道 1 号へ、名古屋方面は国道 8 号または国道 365 号から国道 21 号へ、それぞれつながっています。

名神高速道路に米原ジャンクションで連絡している北陸自動車道には、長浜インターチェンジと木之本インターチェンジがあります。なお、2 つのインターチェンジの中間に（仮称）小谷城スマートインターチェンジの設置が予定されており、平成 28 年度からの供用開始に向けた準備が進められています。

出典：長浜市都市計画マスタープラン 平成 25 年 3 月改定

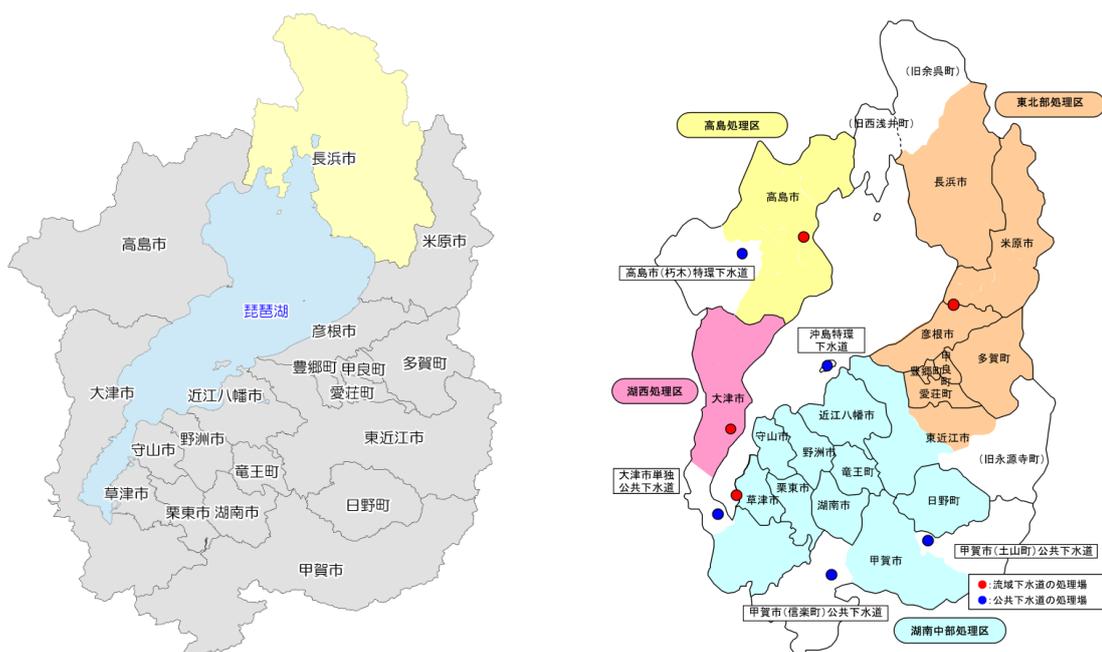


図.1 長浜市の位置及び東北部処理区の下水道区域

## 2 気候

気候は、日本海型気候に属しており、春から秋にかけては穏やかで過ごしやすい日が多い一方、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量が多く、市域の一部は豪雪地帯や特別豪雪地帯に指定されています。

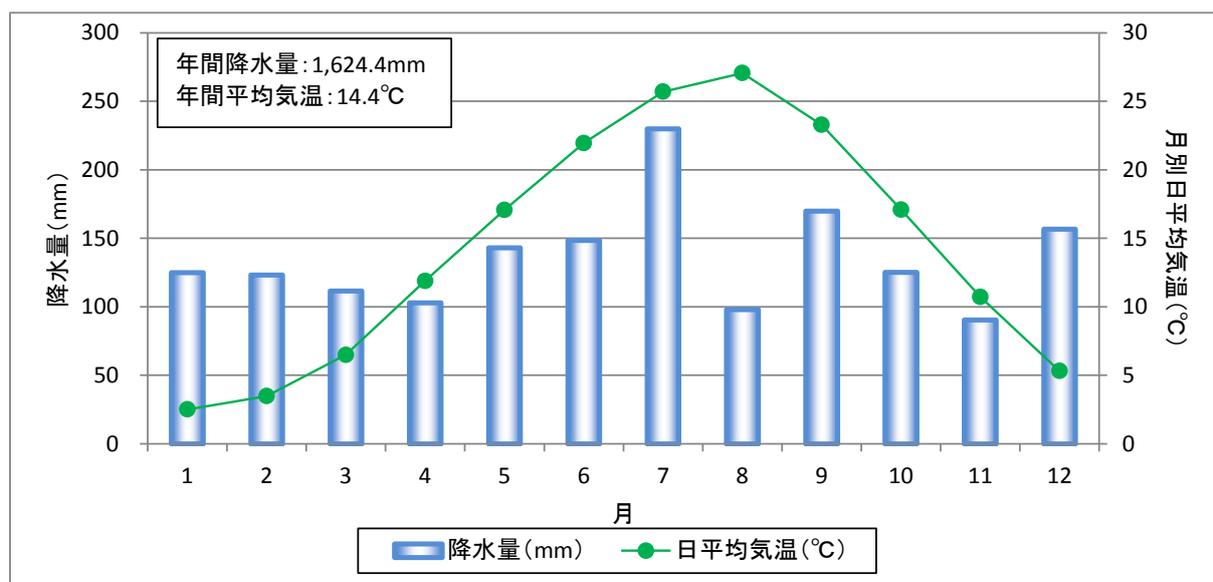
出典：長浜市都市計画マスタープラン 平成 25 年 3 月改定

### ① 気温

過去 10 年間（2004 年～2013 年）の年間平均気温は 14.4℃であり、1 年のうち最高気温は 8 月、最低気温は 1 月に現れています。

### ② 降水量

過去 10 年間（2004 年～2013 年）の降水量は、梅雨時期の 7 月、台風時期の 9 月に多い傾向がありますが、降雪の影響により 12 月にも降水量が多い傾向があります。



出典：気象庁ホームページ

図.2 長浜市の気候(平成 25 年)

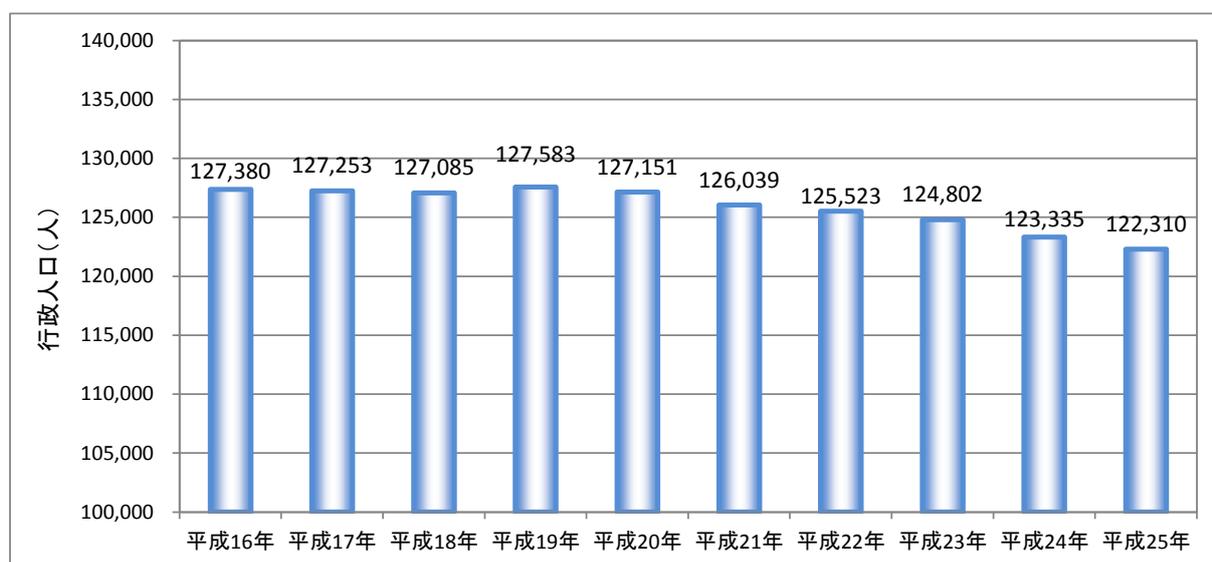
### 3 人口

長浜市の人口は平成 25 年度末で 122,310 人であり、平成 19 年以降は減少傾向にあります。

平成 25 年度末人口では、旧長浜市は全体の 51%、次いで旧東浅井郡（旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町、旧湖北町）が 28%、旧伊香郡（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）が 21%となっており、旧長浜市が半数以上を占めています。

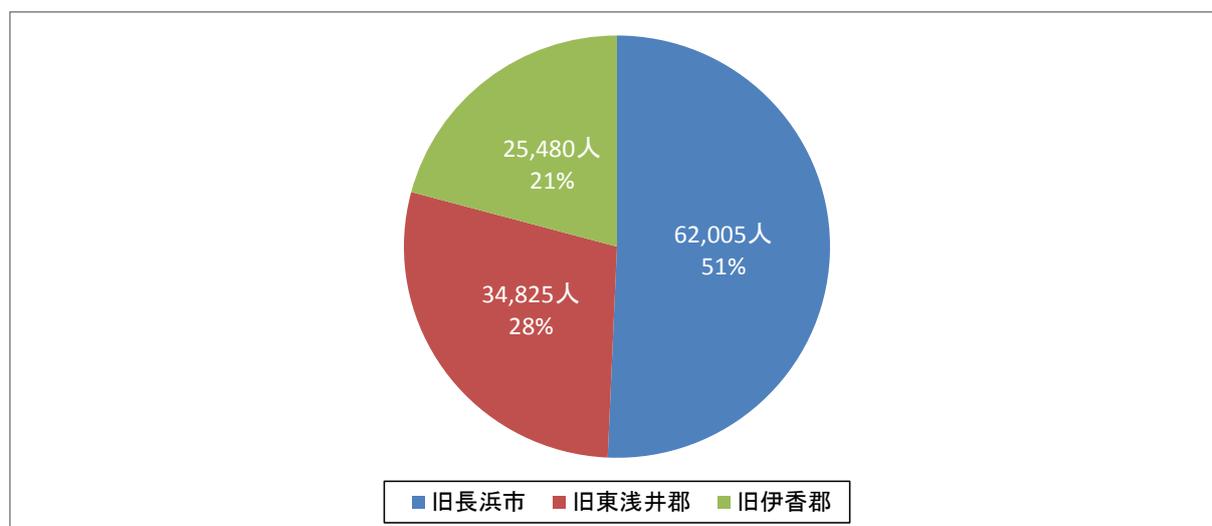
また、滋賀県が公表している資料「滋賀県の人口と世帯数」によると、人口は、県下（19 市町）で大津市、草津市について 3 番目に多い状況です。

一方、65 歳以上の人口割合は、全国平均値 23%並みの 25.3%となっています。



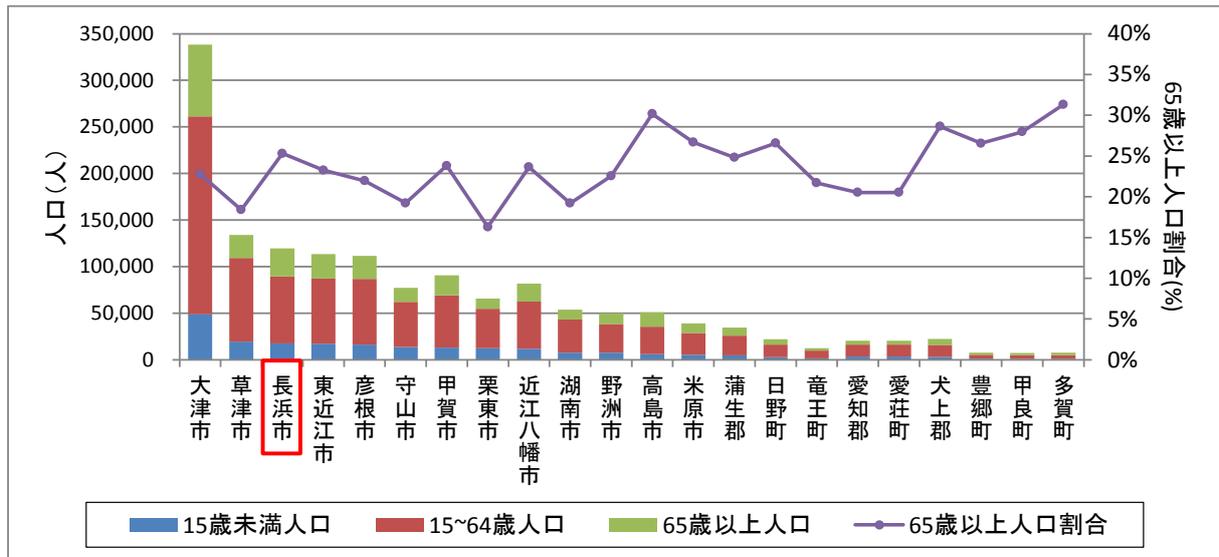
出典：長浜市資料「行政区域内人口の推移について」（平成 25 年度）

図.3 長浜市の行政人口の推移



出典：長浜市資料「行政区域内人口の推移について」（平成 25 年度）

図.4 長浜市の地区別人口構成



出典：滋賀県ホームページ「滋賀県の人口と世帯数」（平成 25 年度）

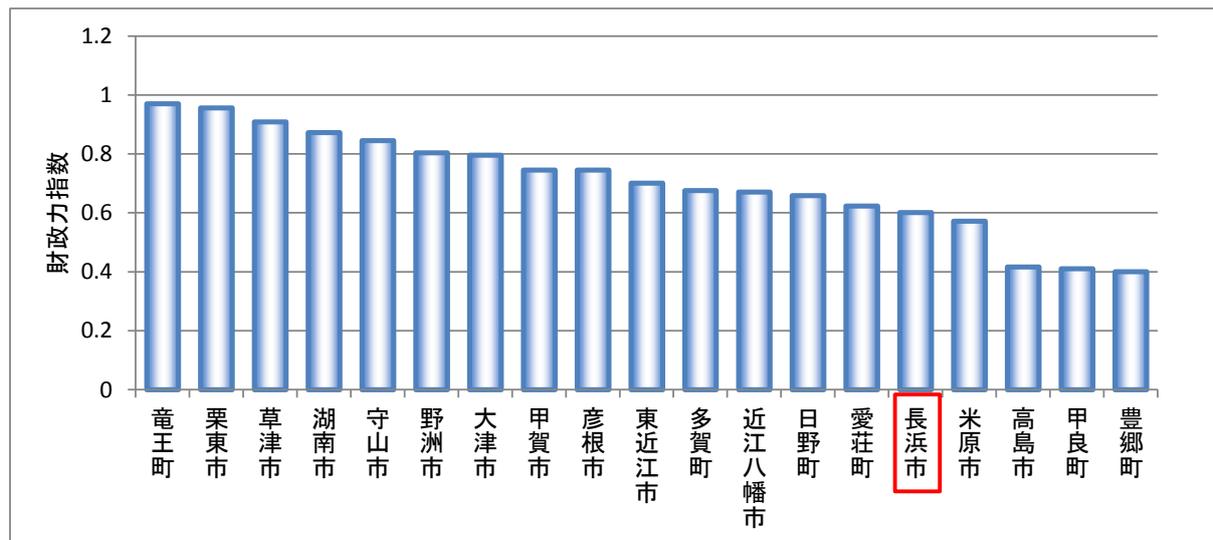
(※) 蒲生郡：日野町、竜王町    愛知郡：愛荘町    犬上郡：豊郷町、甲良町、多賀町

図.5 県内の行政人口及び年齢構成

## 4 財政

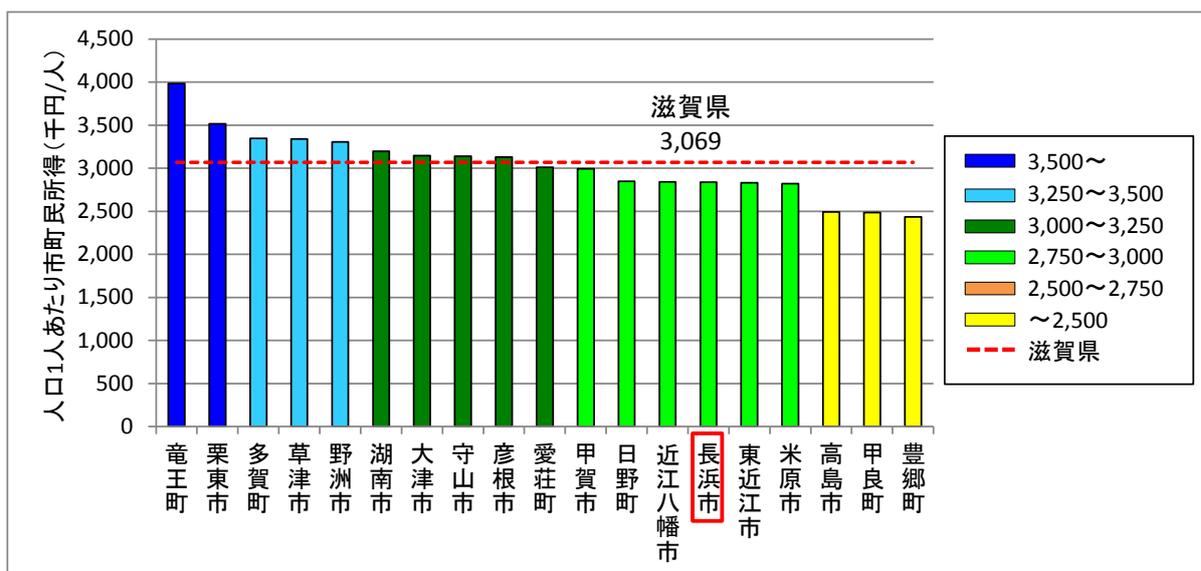
本市の財政力指数<sup>1</sup>は、1.0を下回る0.60と県下で15番目の状況にあり、財政的に脆弱な傾向にあります。

県下での1人あたりの所得は、竜王町が3,983千円と最も高く、豊郷町が2,434千円と最も少なくなっています。本市は2,839千円と滋賀県の3,069千円を下回り、県下で14番目の状況にあります。



出典：滋賀県ホームページ「平成25年度市町別決算収支等」

図.6 財政力指数



出典：平成23年度滋賀県市町民経済計算

<sup>1</sup>財政力指数：自治体の財政力を示す指標であり、基準となる収入額を支出額で割り算（÷）した数値です。1.0であれば収支バランスがとれていることを示し、1.0を上回れば基本的に地方交付税交付金が支給されません。

### 第3編 下水道事業の概要

本市の生活排水は、公共下水道（特定環境保全公共下水道含む）1処理区、農業集落排水施設55処理区、小規模集合排水処理施設1処理区、個別排水処理施設1処理区の合計58処理区の処理施設で処理しています。なお、これらの処理区以外では、合併処理浄化槽により処理することとなっています。

本市において、農業集落排水施設が積極的に実施された背景には以下の経緯があります。

昭和55年までは、県下の生活排水処理は、市街地だけでなく広大な農村地域も含めて、流域・公共下水道によって対応するというのが滋賀県の基本的な方針でした。そのため、滋賀県では農村地域も含めて生活排水処理は流域・公共下水道によって対処するものと考えられており、農業集落排水施設の整備は行われていませんでした。

ところが、昭和55年6月県議会において、「農村下水道を流域下水道計画区域外のいわゆる“白地”地域を中心に導入したい」という方針転換に基づき、昭和56年度から事業計画を採択される地区が続出しました。県農林部耕地指導課でも、56年度以降にモデル事業を計画する地区に対しては、集落排水を3～4集落入れるよう指導した経緯もありました。

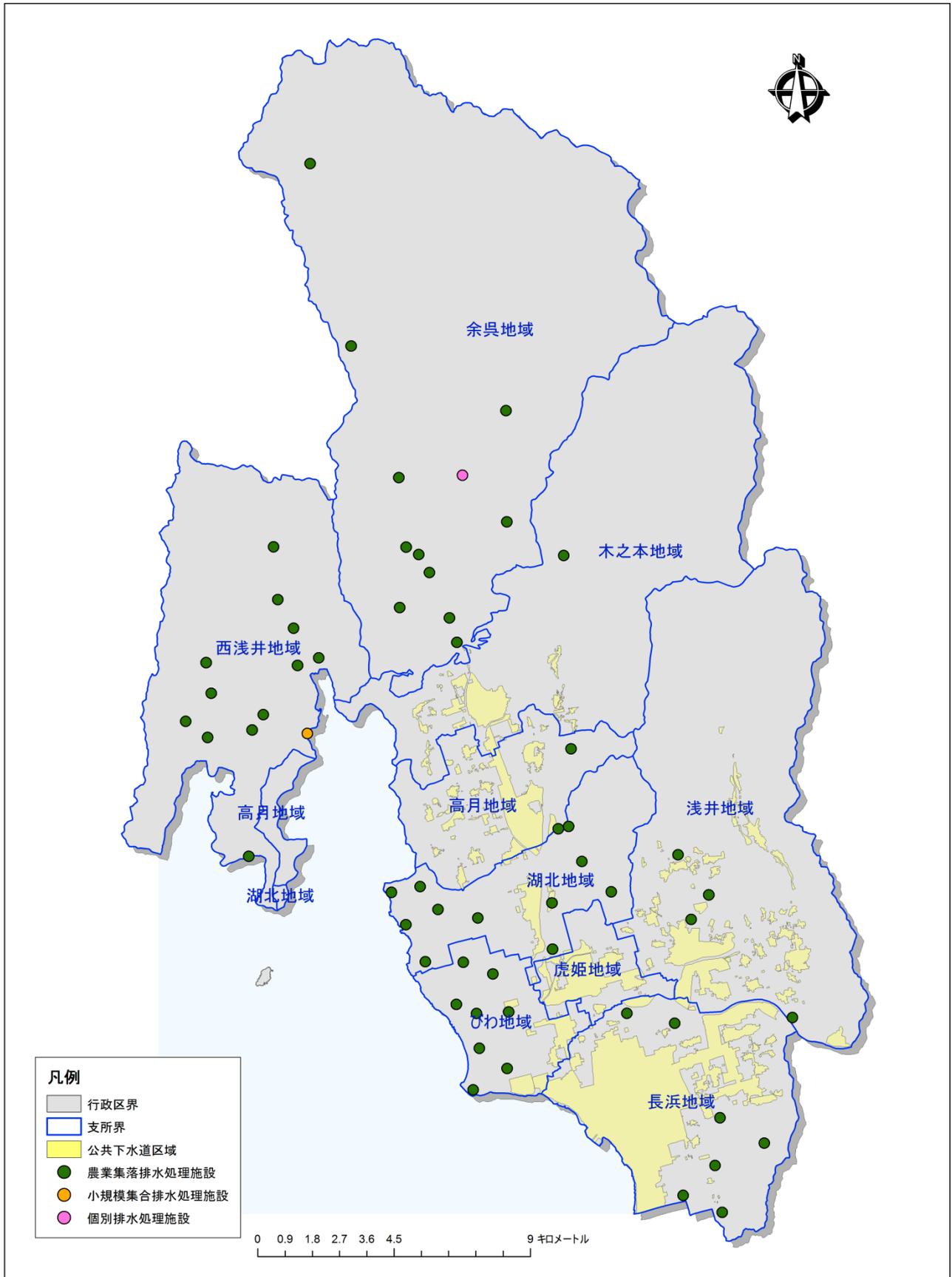
さらに、昭和57年度からは、琵琶湖総合開発事業<sup>2</sup>が一部改定の上10年間（昭和57～66年度）延長されたことに伴って、農業集落排水施設がその新規事業に加えられることになりました。

このようにして、昭和56年度以降、滋賀県において農業集落排水事業が急速な発展を見せることとなりました。

本市では、旧びわ町美浜地区、旧湖北町尾上地区がいち早く整備に着手し、昭和56年度以降は相次いで採択を受け、55地区の農業集落排水施設を整備してきました。一方、東北部流域下水道の終末処理場や幹線管渠等の規模決定には、下水道区域内の農業集落排水施設の負荷量も算入され、建設投資を負担してきました。流域下水道の恩恵を受けるには相当の年数を要することから、農業集落排水施設で対処し、生活環境の向上に寄与してきましたが、改築更新を必要とする施設が加速度的に増加することから、老朽化や経営改善への対応として本来の流域下水道への統合を検討する状況になっています。

<sup>2</sup> 琵琶湖総合開発事業：下流への水供給量を増加させることを目的に、そのための条件整備を含む総合的な地域開発を琵琶湖周辺において実施しようとするものであります。

●処理区域図



(※) 農業集落排水施設 55 地区のうち、木尾地区には施設が 2 箇所あるため、●は 56 箇所あります。

● 下水道事業の概要

平成 25 年度末現在

種別	No.	処理区	地域名	面積	計画人口 (人)	処理方式	供用開始年度	経過年数
公共下水道事業	1		—	5,034.0	122,290	凝集剤添加多段硝化 脱窒法+砂濾過法	H3	23
農業集落排水事業	1	今	長浜地域	7.0	360	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	H3	23
	2	烏羽上		8.0	510	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H5	21
	3	常喜本庄		18.0	1,350	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H6	20
	4	八条		7.0	450	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H7	19
	5	泉国友郷		41.0	1,380	回分式活性汚泥法 (JARUSX II 型)	H7	19
	6	神田		39.0	1,620	回分式活性汚泥法 (JARUSX II G 型)	H8	18
	7	西黒田南		21.0	980	回分式活性汚泥法 (JARUSX II G 型)	H10	16
	8	美浜	50.5	1,040	回分式活性汚泥法 (JARUSX II G 型)	S60	29	
	9	益田	38.3	750	オキシレーションディッチ法	S63	26	
	10	稲葉	83.5	950	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H1	25	
	11	下八木	26.1	710	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H1	25	
	12	南浜	18.4	880	回分式活性汚泥法 (JARUSX II 型)	H3	23	
	13	早崎	10.0	500	回分式活性汚泥法 (JARUSX II 型)	H3	23	
	14	川道	31.0	1,280	オキシレーションディッチ法	H3	23	
	15	難波	38.0	1,390	オキシレーションディッチ法	H4	22	
	16	木尾①	72.0	420	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	S63	26	
		木尾②	1.0	50	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	S63	26	
	17	田根北	10.0	450	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H4	22	
	18	七尾南	28.0	860	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H6	20	
	19	尾上	15.0	1,460	オキシレーションディッチ法	S60	29	
	20	海老江	9.0	290	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	S61	28	
	21	山脇河毛	13.0	620	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H2	24	
	22	五大田	11.0	490	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	H2	24	
	23	湖北西	33.0	790	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H4	22	
	24	山本	33.0	1,330	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H5	21	
	25	津里石川	12.0	300	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H6	20	
	26	賀小今	12.0	340	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H6	20	
	27	丁野二俣	24.4	1,760	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H7	19	
	28	小谷南	25.0	950	オキシレーションディッチ法	H9	17	
	29	上下山田	11.0	580	間欠流入間欠ばっ気法	H10	16	
	30	馬上	10.6	610	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	S63	26	
	31	高野	6.5	310	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	H3	23	
	32	杉野	41.0	1,010	連続流入間欠ばっ気法 (JARUSXIV 型)	H20	6	
	33	川並	63.0	930	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	S63	26	
	34	下余呉	72.0	520	接触ばっ気法 (JARUS IV 型)	H2	24	
	35	中之郷	45.0	1,460	膜分離活性汚泥法	H3	23	
	36	東野	31.0	1,190	膜分離活性汚泥法	H5	21	
	37	片岡南部	35.0	780	回分式活性汚泥法 (JARUSX II 型)	H8	18	
	38	丹生	34.0	750	回分式活性汚泥法 (JARUSX II G 型)	H12	14	
	39	坂口	13.0	250	膜分離活性汚泥法	H13	13	
	40	小谷柳ヶ瀬	14.0	280	膜分離活性汚泥法	H13	13	
	41	椿坂	4.4	100	膜分離活性汚泥法	H14	12	
	42	中河内	4.4	90	膜分離活性汚泥法	H15	11	
	43	菅並	14.4	250	膜分離活性汚泥法	H15	11	
	44	八田部	64.0	410	接触ばっ気法 (JARUS II 型)	S63	26	
	45	黒山	20.0	160	長時間ばっ気法	H1	25	
	46	山門中	20.0	470	長時間ばっ気法	H4	22	
	47	塩津浜	16.0	850	回分式活性汚泥法 (JARUSX II 型)	H6	20	
	48	岩熊	12.0	410	連続流入間欠ばっ気法 (JARUSXIV 型)	H6	20	
	49	庄	20.0	790	回分式活性汚泥法 (JARUSX II 型)	H6	20	
	50	山田小山	19.0	300	連続流入間欠ばっ気法 (JARUSXIV 型)	H7	19	
	51	塩津北	10.0	520	間欠流入間欠ばっ気法 (JARUSXV 型)	H10	16	
	52	塩津中部	95.0	1,260	間欠流入間欠ばっ気法 (JARUSXV 型)	H10	16	
	53	大浦	35.0	2,040	間欠流入間欠ばっ気法 (JARUSXV 型)	H10	16	
	54	菅浦	8.0	580	間欠流入間欠ばっ気法 (JARUSXV 型)	H12	14	
55	余	8.0	570	連続流間欠ばっ気法 (JARUSXIV 型)	H13	13		
	小計		1,461.5	41,730				
個別排水処理施設	1	摺墨	余呉地域	2.0	38	流調型嫌気ろ床担体流動生物ろ過リン除去方式	H15	11
小規模集合排水処理施設	1	月出	西浅井地域	3.0	100	間欠ばっ気方式担体付着ろ過法	H11	15

(※) 計画人口は、計画策定時の人口を示します。

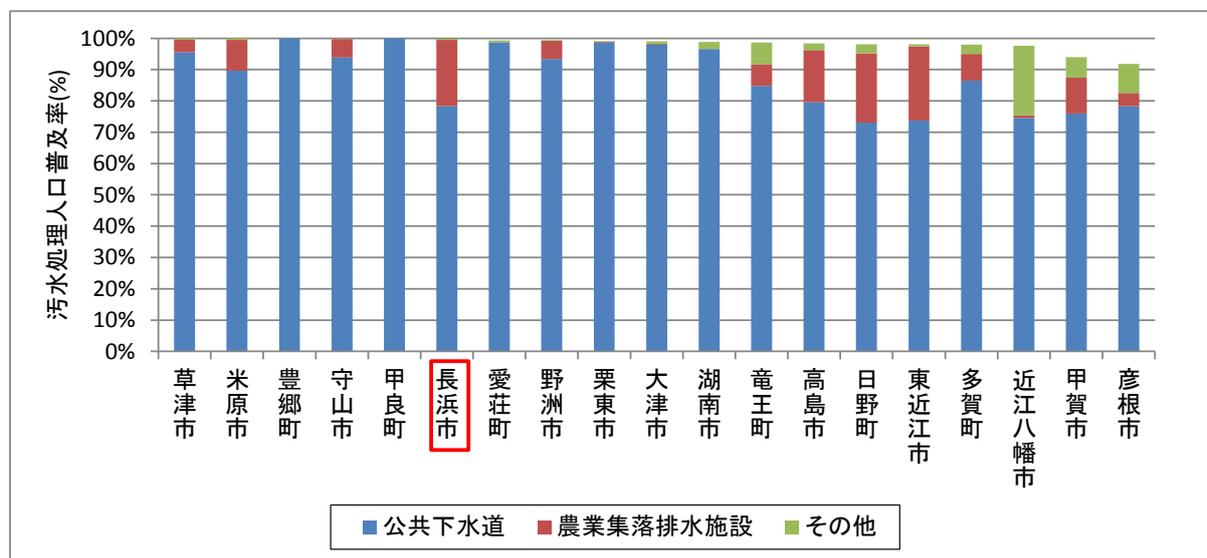
経過年数は、平成 26 年 4 月 1 日時点の年数を示します。

## 第4編 下水道の現状と課題

### 1 生活排水処理の現状

滋賀県の汚水処理人口普及率<sup>3</sup>は、98.2%（平成25年度末）で全国第3位と高い状況にあります。本市の汚水処理人口普及率は、平成25年度末時点で99.9%（公共下水道：78.3%、農業集落排水施設：21.2%、その他：0.4%）とほぼ概成した状況にあります。

また、滋賀県の下水道処理人口普及率<sup>4</sup>は、87.9%（平成25年度末）で全国第7位にあり、本市の水洗化人口<sup>5</sup>は、平成25年度末で公共下水道は約91.4%、農業集落排水施設は約96.4%となっています。



出典：滋賀県ホームページ「汚水処理施設の整備状況」（平成25年度）

図.8 汚水処理人口普及率

<sup>3</sup> 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標です。

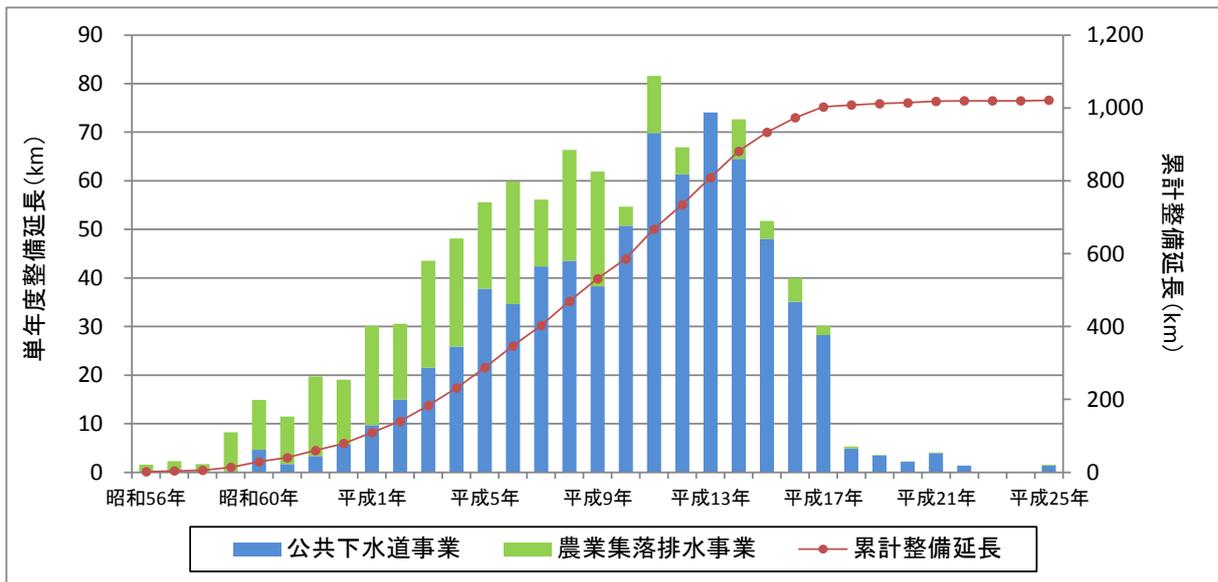
<sup>4</sup> 下水道処理人口普及率：下水道の処理区域内人口（下水道へ生活排水を排除できるようになった人口）の率です。

<sup>5</sup> 水洗化人口：下水道の処理区域内人口のうち、すでに汚水を下水道や農業集落排水施設等で処理している人口です。

## 2 管路整備状況

本市の汚水管路整備延長（平成 25 年度末）は、公共下水道事業 734km、農業集落排水事業 284km をあわせ、累計で 1,018km にもなります。地区別、事業種別の管路整備延長割合は、公共下水道事業については長浜地区が 43%（317km）と最も高く、農業集落排水事業については湖北地区が 24%（67km）と最も高い状況にあります。

一方、マンホールポンプ整備箇所数は、公共下水道事業 74 箇所、農業集落排水事業等 218 箇所、合計で 292 箇所にもなります。地区別、事業種別のマンホールポンプ整備割合は、公共下水道事業については高月地区が 26%（19 箇所）と最も高く、農業集落排水事業については西浅井地区が 34%（74 箇所）と最も高い状況にあります。



出典：長浜市資料「下水道施設の更新需要について」

図.9 管路整備延長

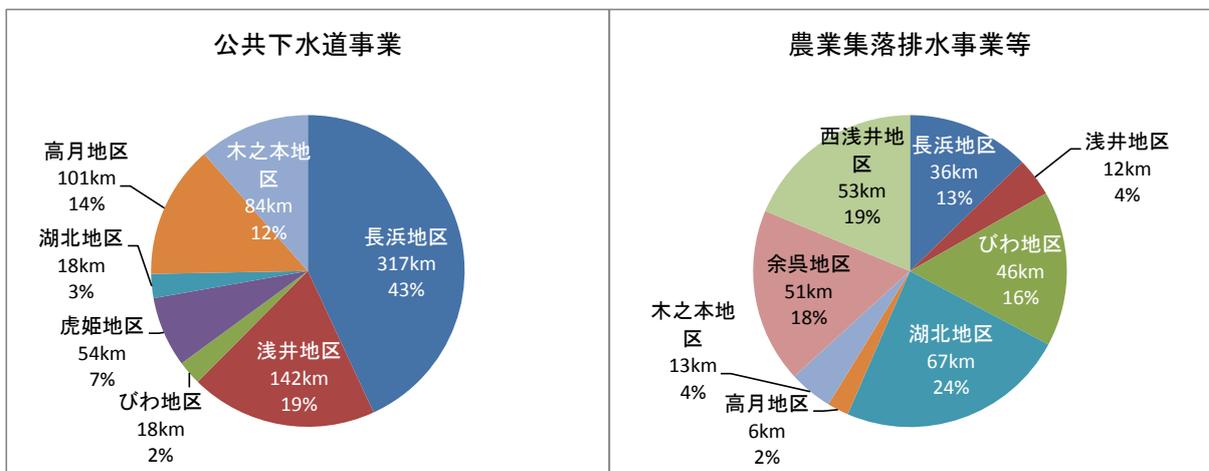


図.10 地区別の管路整備割合

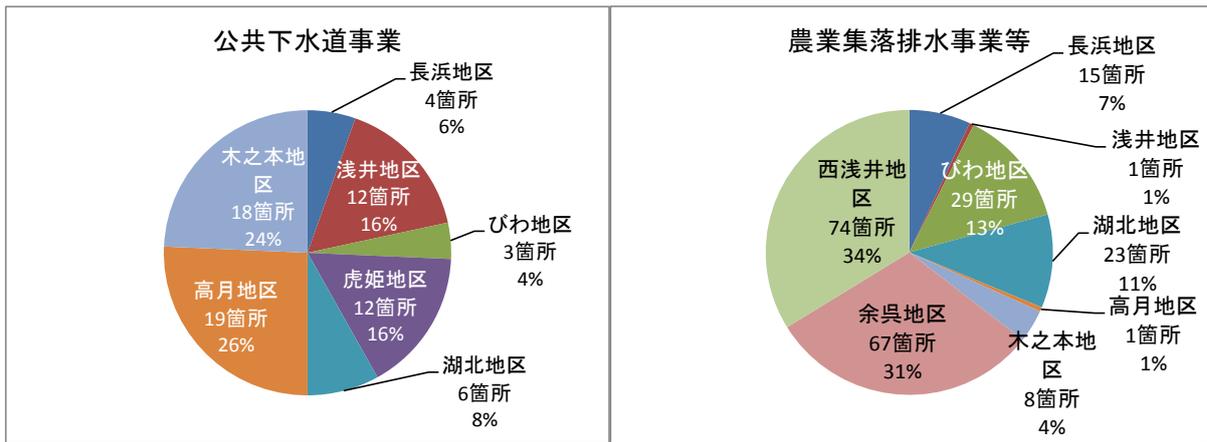


図.11 地区別のマンホールポンプ整備割合

### 3 処理場整備状況

本市の公共下水道は、滋賀県流域下水道の東北部浄化センターで処理されています。

一方、農業集落排水施設等は57箇所あります。地区別では、西浅井地区が13箇所(23%)と最も多く、次いで余呉地区と湖北地区が11箇所(19%)となっています。

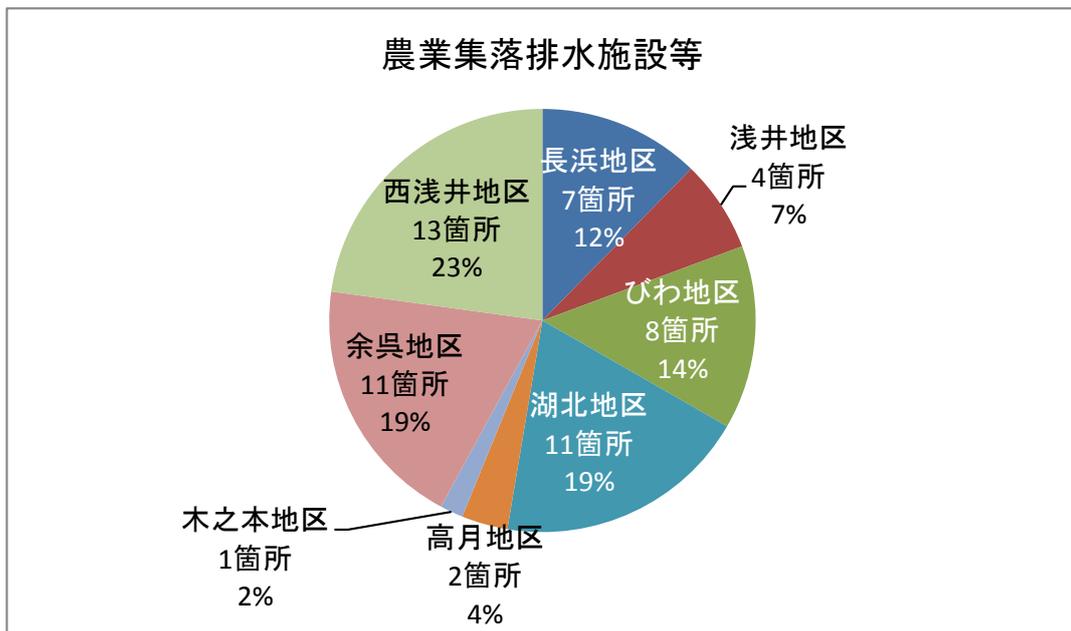


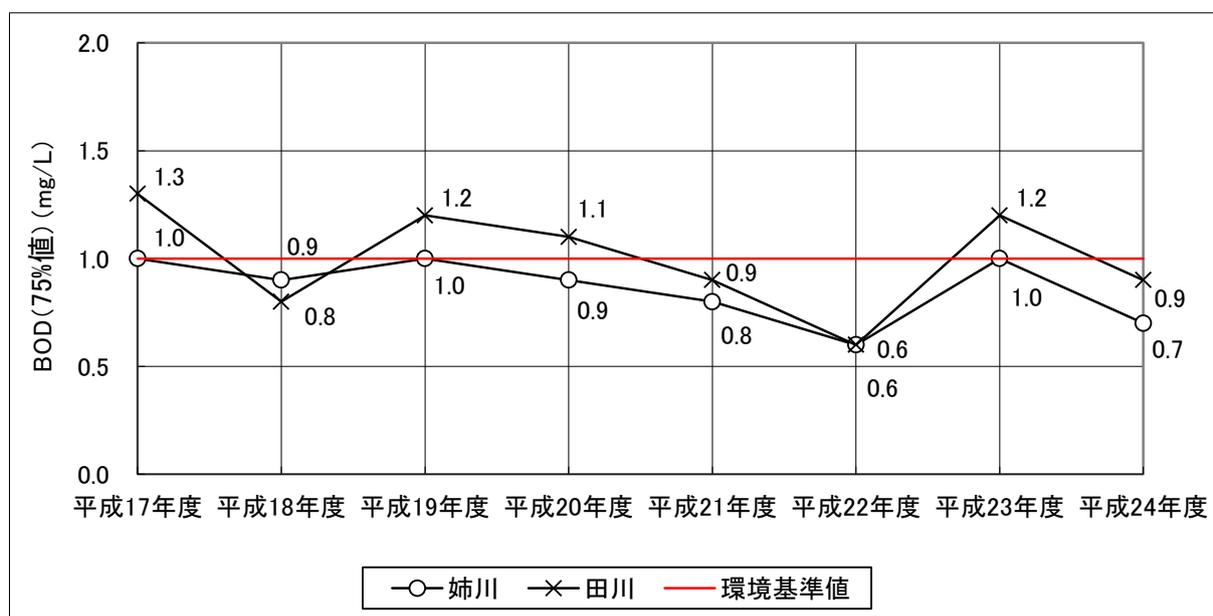
図.12 地区別の農業集落排施設割合

## 4 水環境の現状

本市を流れる河川は、姉川、田川、余呉川があります。このうち、環境基準点は姉川と田川に設けられており、水質調査地点の水域類型<sup>6</sup>は、AA 類型に指定されています。

有機汚濁の代表的指標である BOD<sup>7</sup>をみると、姉川では平成 17 年度から平成 24 年度まで、環境基準<sup>8</sup>である 1.0 mg/L を遵守しています。

一方、田川では平成 17 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 23 年度にそれぞれ 1.3 mg/L、1.2 mg/L、1.1 mg/L、1.2 mg/L と環境基準である 1.0 mg/L を超えています。



出典：滋賀県環境白書 資料編

図.13 BOD(75%値<sup>9</sup>)の推移

<sup>6</sup> 水域類型：生活環境の保全に関して、公共用水域を水域の利用目的、水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を考慮し、環境省大臣もしくは都道府県知事によって指定されます。河川は 6 類型（AA から E 類型）に分けられており、AA 類型が最もきれいな水で、E 類型が最も汚い水です。

<sup>7</sup> BOD：生物化学的酸素要求量。水の汚濁成分が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。河川等の汚濁の程度を示す代表的な指標です。

<sup>8</sup> 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものです。

<sup>9</sup> 75%値：年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値です。一年間で得られたすべての日平均値を測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて 75%目に該当する日平均値です。

## 5 地震対策の現状

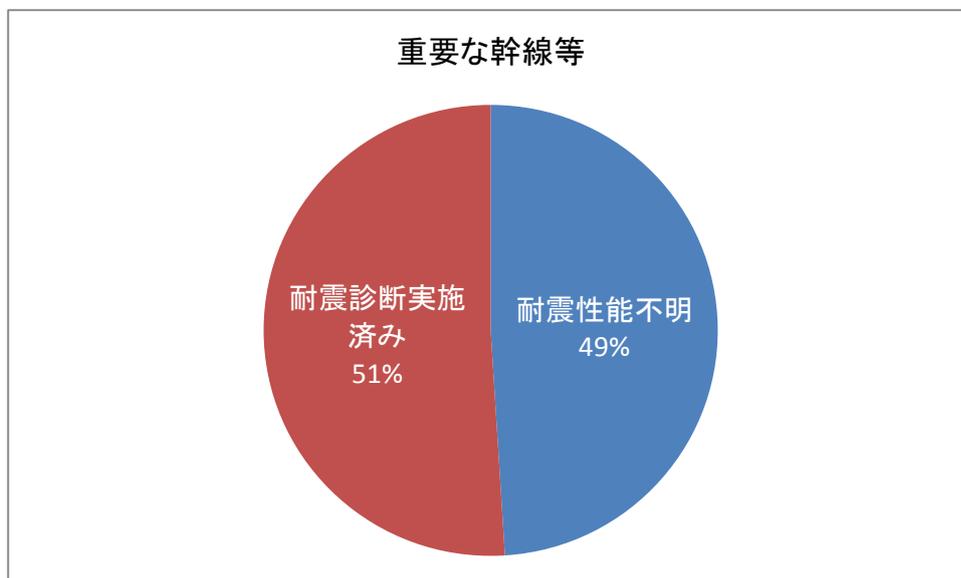
本市の下水道施設（全事業）は、昭和 57 年の事業着手以来、管渠、ポンプ場、処理場を整備しています。

平成 7 年 1 月に発生した兵庫県南部地震や、平成 16 年の新潟県中越地震、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震等のように、現状の予測では発生確率が必ずしも高くないとされていた地域において、大規模地震が多く発生しています。

下水道施設はライフラインとしての重要性を考慮し、その時期の設計基準に基づいた耐震性能を確保してきました。しかし、兵庫県南部地震をきっかけとして、平成 9 年に耐震基準が強化されたことから、それ以前に建設された下水道施設は大規模な地震を想定した施設とはなっていません。本市（公共下水道）では、重要な幹線等<sup>10</sup>約 74.3km の管路のうち、約 37.8km の耐震診断を実施しており、うち 36.4 km の耐震化工事は完了しています。

下水道施設が地震による被害を受けた場合、水洗トイレの使用不能や処理場からの未処理汚水の流出、管渠破損による道路陥没等、公衆衛生や社会活動へ甚大な影響が生じることが予想されます。

このため、被災時にもライフラインとしての下水道機能を確保するため、段階的な地震対策を進めていく必要があります。



出典：長浜市資料「耐震化状況調書」（平成 25 年度）

図.14 重要な幹線等の耐震化状況

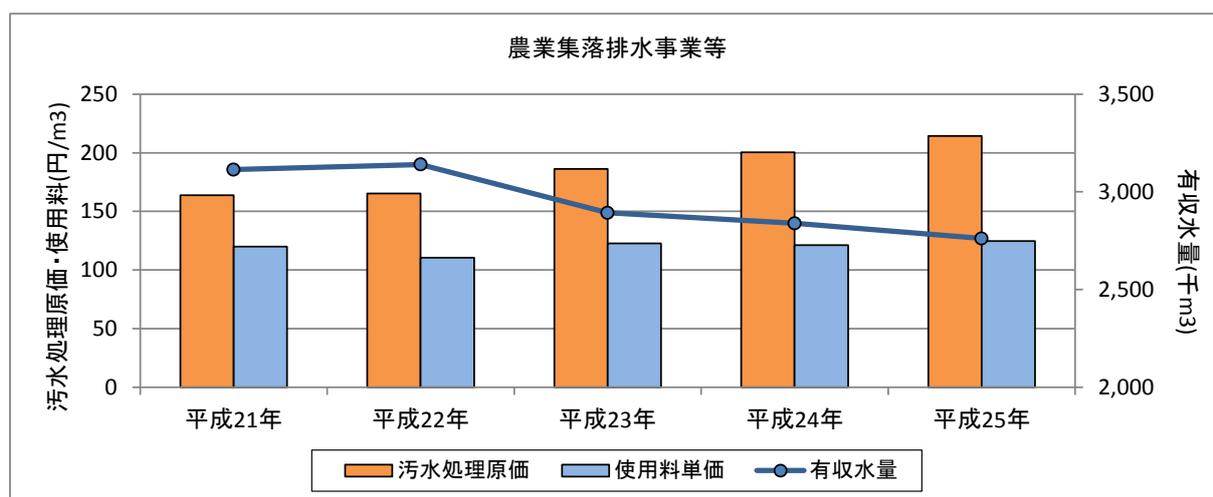
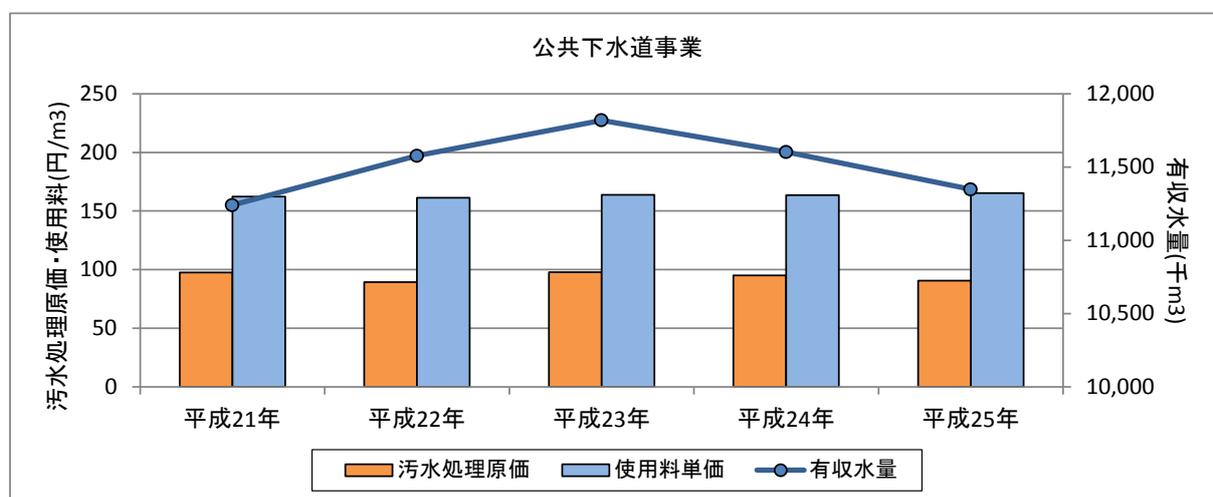
<sup>10</sup> 重要な幹線等：ポンプ場・処理場に直結する幹線管路、相当広範囲の排水区を受け持つ吐口に直結する幹線管路、被災時に重大な交通機能への障害を及ぼすおそれのある緊急輸送路等に埋設されている管路等をいいます。

## 6 維持管理の現状

本市の下水道事業運営に関わる維持管理費（平成 25 年度末実績）は、公共下水道事業で約 1,028 百万円、農業集落排水事業で約 592 百万円の費用が必要であり、大きな負担となっています。

汚水処理原価<sup>11</sup>と使用料単価<sup>12</sup>（平成 25 年度末実績）は、流域処理の公共下水道事業でそれぞれ約 91 円/m<sup>3</sup>、165 円/m<sup>3</sup>であるのに対し、単独処理の農業集落排水事業等で約 214 円/m<sup>3</sup>、125 円/m<sup>3</sup>と農業集落排水事業等の汚水処理原価は公共下水道事業の 2.4 倍になっており、事業による格差が生じています。

これらの施設のなかには老朽化が著しいものもあり、今後、老朽化等の影響から汚水処理原価にはさらなる格差が生じ、大きな負担となることが予想されます。



出典：長浜市資料「H25 主要な施策の成果」

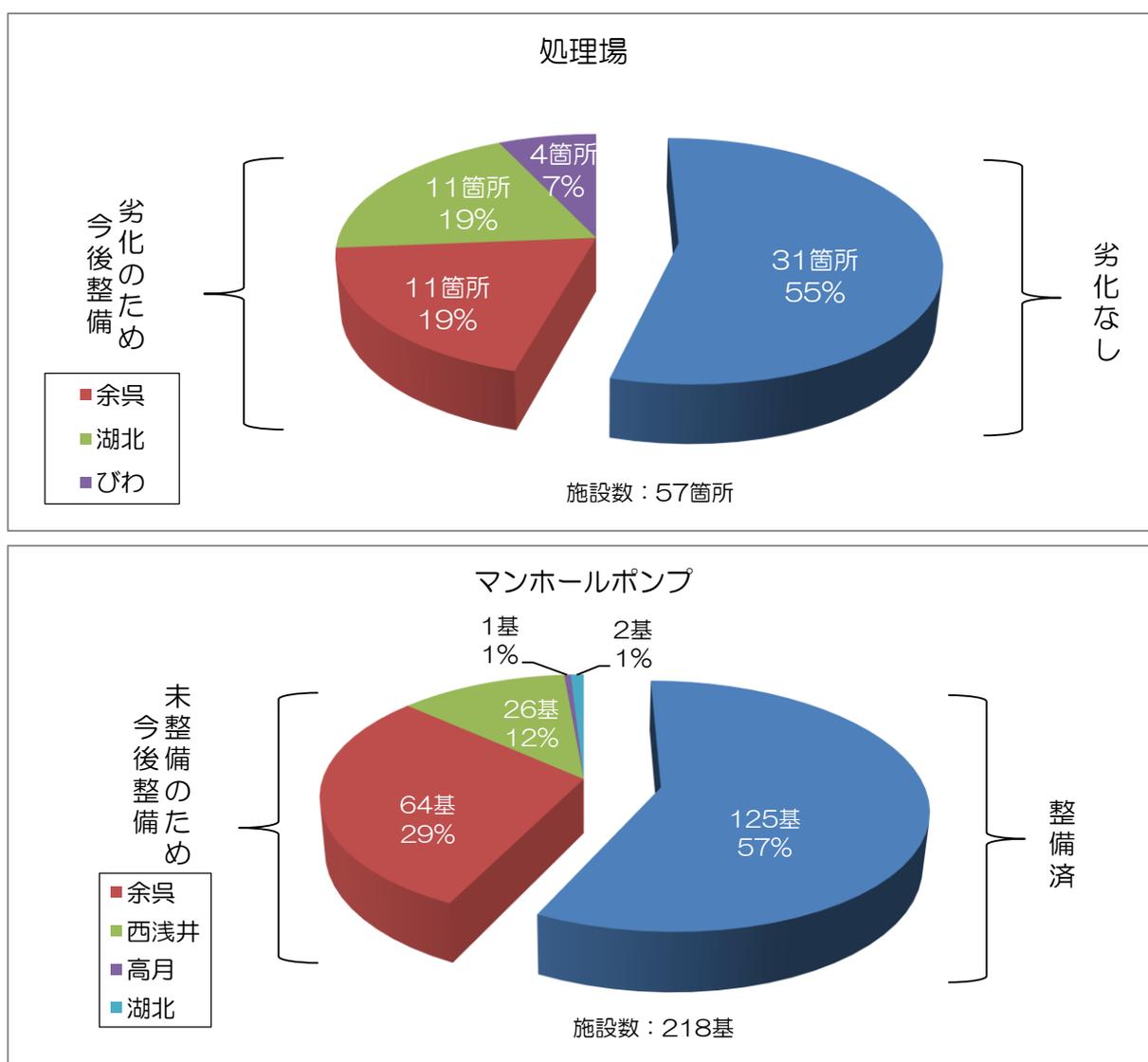
<sup>11</sup>汚水処理原価：有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理費を示します。汚水処理費は、維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費（地方公営企業法非適用事業：汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金）に分けられる有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

<sup>12</sup>使用料単価：有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示します。

図.15 汚水処理原価と使用料単価

本市では57地区の農業集落排水施設等と 218 箇所のマンホールポンプ施設を整備し、各支所単位での維持管理を行ってきましたが、現在、広範囲に散在する数多くの施設を効率的に管理していくことが課題となっています。

平成26年度より、市域を2分化し、本庁と北部振興局の2局管理体制をとっていますが、一部の地域において無監視状態のポンプ施設、システム劣化による通信不能の下水道施設があり、一体的な管理を行う上で監視体制の統一化が必要となっています。



出典：農業集落排水処理施設遠隔監視システム整備計画（平成 25 年度）

図.16 農業集落排水施設システム整備箇所

農業集落排水施設の管理においては、地元管理組合に協力をいただき処理施設内の清掃や、場内の除草、高木の管理等の業務を委託していましたが、使用者負担を公共下水道に統一したことから、役務負担となっていた日常管理業務の委託を廃止し、市の管理としました。また、耐用年数を超える設備の計画的な更新及び更新に伴う財源の確保が必要となっています。

ポンプ設備については、2基並列の交互運転を行っていますが、経年劣化による故障が相次ぐようになり、計画的な更新が必要となっています。

また、近年の集中豪雨において、マンホールや公共ますから雨水が流入し、ポンプ場の地下槽が浸水する事態が発生し、原因究明とその対策が必要となっています。

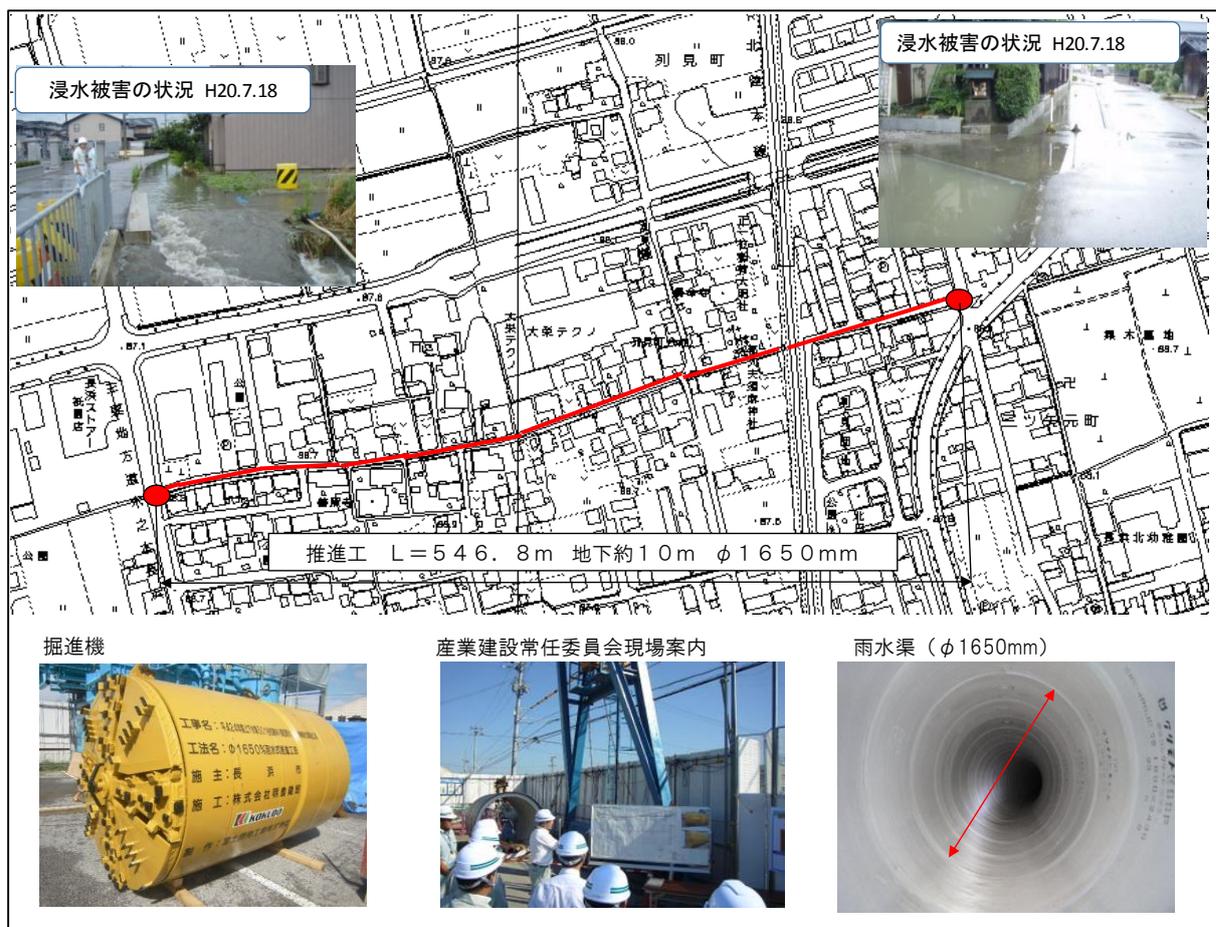
## 7 浸水対策の現状

本市の浸水対策は、市街地の雨水防除の改善及び浸水被害の防止を目的として行われています。雨水渠の整備は、平成 11 年度から十一川排水区で実施し、平成 25 年度には内保排水区、知善川排水区、的場井川排水区、打越川排水区で実施しています。

平成 20 年 7 月 18 日に発生した集中豪雨において被害が発生した的場井川排水区では、第四雨水幹線工事を実施し、雨水防除の改善及び浸水被害防止に取り組んでいます。

表 1 雨水渠整備状況

排水区名	工事箇所	年度														
		平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
十一川	南高田町他	←	←				←	←	←	←	←	←	←	←	←	←
大井川	新庄中町		←													
内保	内保町								←	←	←	←	←	←	←	←
知善川	三ツ矢元町他								←	←	←	←	←	←	←	←
的場井川	祇園町他								←	←	←	←	←	←	←	←
打越川	平方町														←	←
赤川	木之本町															



出典：長浜市資料「都市建設部経営方針」（平成 25 年度）

図.17 的場井川排水区雨水渠整備事業の概要

## 8 改築更新の状況

公共下水道の管路については、カメラ調査等を実施し、劣化状態の把握に努めています。平成40年以降、布設後30年を経過する管路が増加するため、改築更新を行っていく必要があります。

公共下水道マンホールポンプ施設は、これまでに74箇所を整備し、施設機能維持のため適正な維持管理を行ってきました。しかし、ポンプ施設のなかには標準的耐用年数である15年を超過しているものがあり、機能低下等の経年劣化がみられるようになってきました。一部のポンプは故障により交換していますが、今後、故障が相次ぐと迅速な対応が困難となります。このことから、効率的で継続的な施設の運転管理、計画的な維持管理に必要な劣化施設の改築を行うために、長寿命化計画を策定し、順次更新を行う必要があります。

◆マンホールポンプ施設更新計画

計画期間：平成25年度から平成29年度の5ケ年間 ※次期計画予定（平成29年度策定）

対象施設：標準的耐用年数を越えたポンプ施設（16箇所）

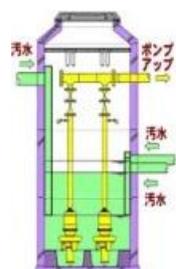
◆更新対象マンホールポンプ施設

更新年度	設置箇所	経過年数
H25年度 (繰越)	湖北：小倉中継ポンプ	24年
	虎姫：あすなろ橋中継ポンプ	16年
	虎姫：国道8号中継ポンプ	16年
H26年度	湖北：速水中継ポンプ	16年
	湖北：高田①中継ポンプ	16年
	湖北：高田②中継ポンプ	16年
H27年度	虎姫：月ヶ瀬中継ポンプ	16年
	虎姫：月ヶ瀬橋中継ポンプ	16年
H28年度	虎姫：西大井中継ポンプ	16年
	虎姫：五村中継ポンプ	16年
	高月：東阿閉中継ポンプ	16年
H29年度	浅井：野田中継ポンプ	16年
	浅井：鍛冶屋中継ポンプ	16年
	虎姫：酢中継ポンプ	16年
	高月：西阿閉中継ポンプ	16年
	木之本：黒田第2中継ポンプ	16年

※経過年数は、更新時点における経過年数

◆更新対象となる電気機械設備

- ・中継ポンプ 2台
- ・制御盤 1面
- ・非常通報装置 1式
- ・レベルスイッチ 1式
- ・電線類 1式



マンホールポンプ槽内



ポンプ制御盤



図.18 マンホールポンプ施設更新計画の概要

## 9 経営の現状

公共下水道の財源は、雨水は公費、汚水は私費で負担するという原則があります。雨水の処理費用は一般会計から繰り入れますが、汚水の処理費用は下水道を利用する皆様に負担していただく下水道使用料を財源とします。

本市の人口は、124,131人（平成22年度国勢調査）に対し、今後25年間で108,900人程度（約88%）まで減少すると予測<sup>13</sup>されています。

公共下水道事業は、彦根市、長浜市を中心とする4市4町の地域を対象とした流域下水道東北部浄化センターで処理をしています。施設の維持管理は滋賀県が行っており、その処理能力は約120,750m<sup>3</sup>/日、平成25年度末現在で262,732人の処理を行っています。

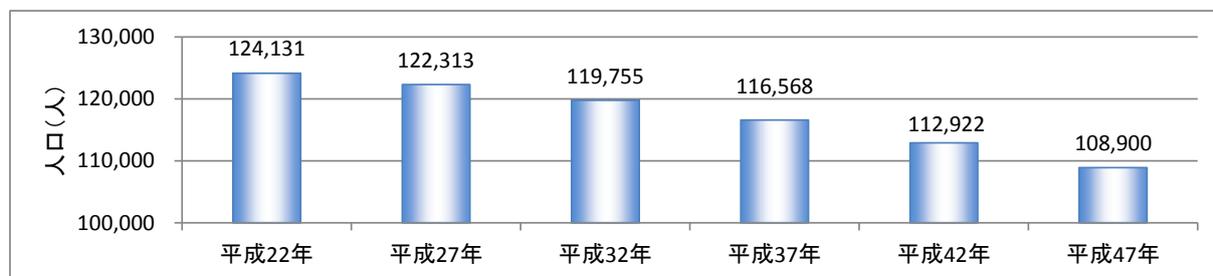
公共下水道の経営では、流域下水道への負担金として、長浜市の流入汚水量に係る維持管理費を支払っています。その他、下水道に携わる職員人件費、市で整備した管路、マンホールポンプの修繕や維持管理等があります。これらの経費については、使用料として徴収させていただいています。

一方、農業集落排水事業は、一定のまとまりのある農村地域単位に、それぞれ汚水処理を行っています。その処理能力は、612m<sup>3</sup>/日から15m<sup>3</sup>/日までの小規模処理となっていることから、公共下水道に比べ、その処理原価は高いものとなっています。

農業集落排水事業等の経営では、57の処理施設の維持管理費が、老朽化の進行により高騰しています。平成25年度では、使用料で維持管理費の65%の回収に留まっていることから、不足する分は一般会計からの繰入で経営している状況です。

また、下水道管や雨水渠の整備については、補助金や企業債、工事負担金を充当し、建設の際に借入れた企業債の償還や利息の支払いに係る財源は、国から示されている繰入基準に基づき、その多くを一般会計からの繰入で補っています。

人口減少に伴う下水道使用料の減収は、将来への持続可能な下水道の構築に対して大きな課題となっています。また、公共下水道事業、農業集落排水事業ともこれまで建設にかかった企業債の企業債残高の返済が今後も予定されています。



出典：社人研推計値

図.19 将来人口推計

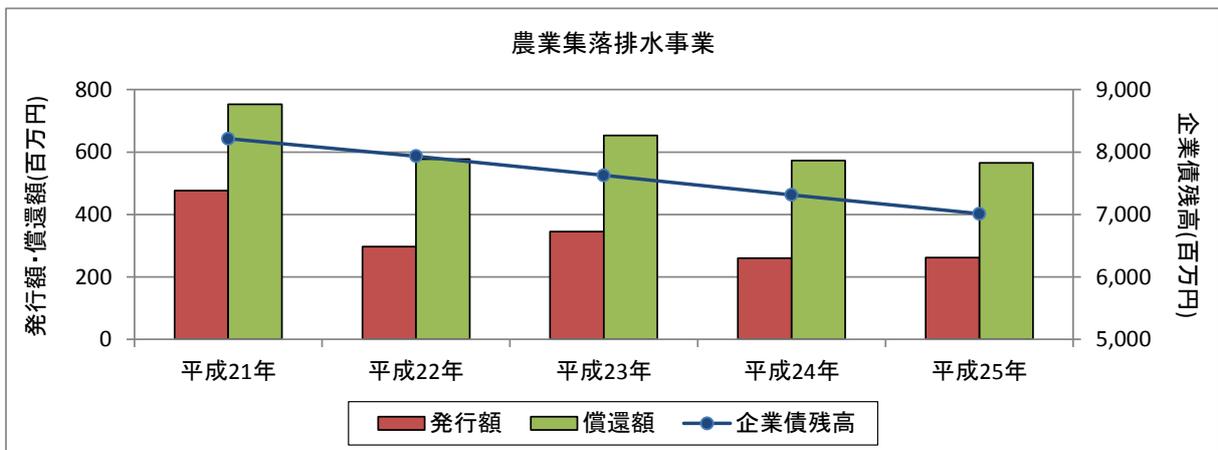
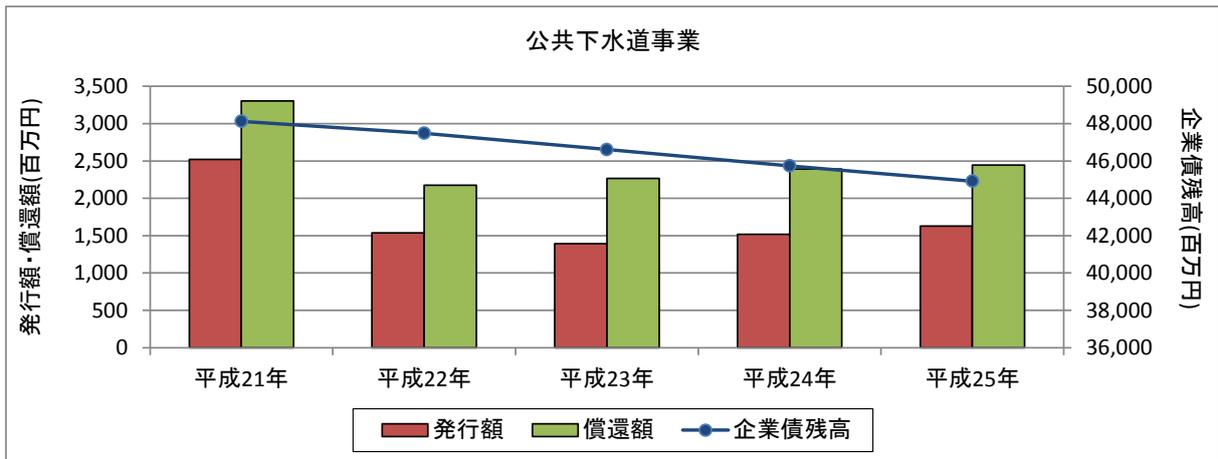
<sup>13</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」（平成25年3月推計）

表.2 公共下水道事業及び農業集落排水事業の収支(平成 25 年度)

■公共下水道事業 (単位:千円)		(単位:千円)	
①収益的支出	①収益的収入	②資本的支出	②資本的収入
職員人件費 187,332	下水道使用料 1,874,386	建設改良費 634,223	国庫補助金 132,000
維持管理費 210,826	他会計繰入金 415,500	企業債元金 2,445,840	企業債 1,570,900
流域負担金 709,212	企業債 49,300		他会計繰入金 986,400
企業債利息 944,125	その他 51,096		工事負担金等 66,698
合計 2,051,495	合計 2,390,282	合計 3,080,063	合計 2,755,998
単年度収支 14,722	前年度繰越金 1,229	基金積立金 9,051	実質収支 6,900

■農業集落排水事業 (単位:千円)		(単位:千円)	
①収益的支出	①収益的収入	②資本的支出	②資本的収入
職員人件費 64,017	下水道使用料 344,479	建設改良費 32,164	国庫補助金 1,017
維持管理費 527,508	他会計繰入金 408,572	企業債元金 564,746	企業債 262,800
企業債利息 184,484	基金繰入金 19,000		他会計繰入金 327,628
	その他 3,713		工事負担金 5,465
合計 776,009	合計 775,764	合計 596,910	合計 596,910
単年度収支 △ 245	前年度繰越金 441	基金積立金 0	実質収支 196



出典：長浜市資料「長浜市公共下水道事業特別会計」、「農業集落排水事業特別会計」

図.20 企業債残高の推移

## 第5編 取組方針

下水道は重要なライフラインであり、都市づくりを進める上で重要な施設です。

長浜市基本構想では、市民と行政が共有して、その実現をめざす市の将来像を「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」と定めています。

長浜市都市計画マスタープランは、基本構想の考え方を実現するために、貴重な資源を守り、活かしながら、人口減少や高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化等の時代の流れに対応しつつ、誰もが安全で快適に「くらし」、「集い」、「働き」、「憩い」そして「学ぶ」ことができるバランスのとれた集約型多核都市構造の確立と持続可能な都市づくりをめざとしています。このことを踏まえ、将来像の目標を「地域が共生し、快適で住みよい市民元気都市」と定めています。さらに、将来像を踏まえ、都市づくりの目標を「多様な都市機能を備えた都市づくり」、「地域の連携による自立・持続可能な都市づくり」、「豊かな自然と歴史文化が未来を育む都市づくり」、「誰もが快適で安心して暮らせる都市づくり」、「人が輝き地域の個性を協働で高める都市づくり」と定めています。

以上より、本市の都市づくりの基本的な考え方を実現するためには、下水道はなくてはならない施設です。本市の下水道ビジョンでは、下水道の目指す取組方針を次のように定め、この取組方針をもとに下水道を運営・推進していきます。

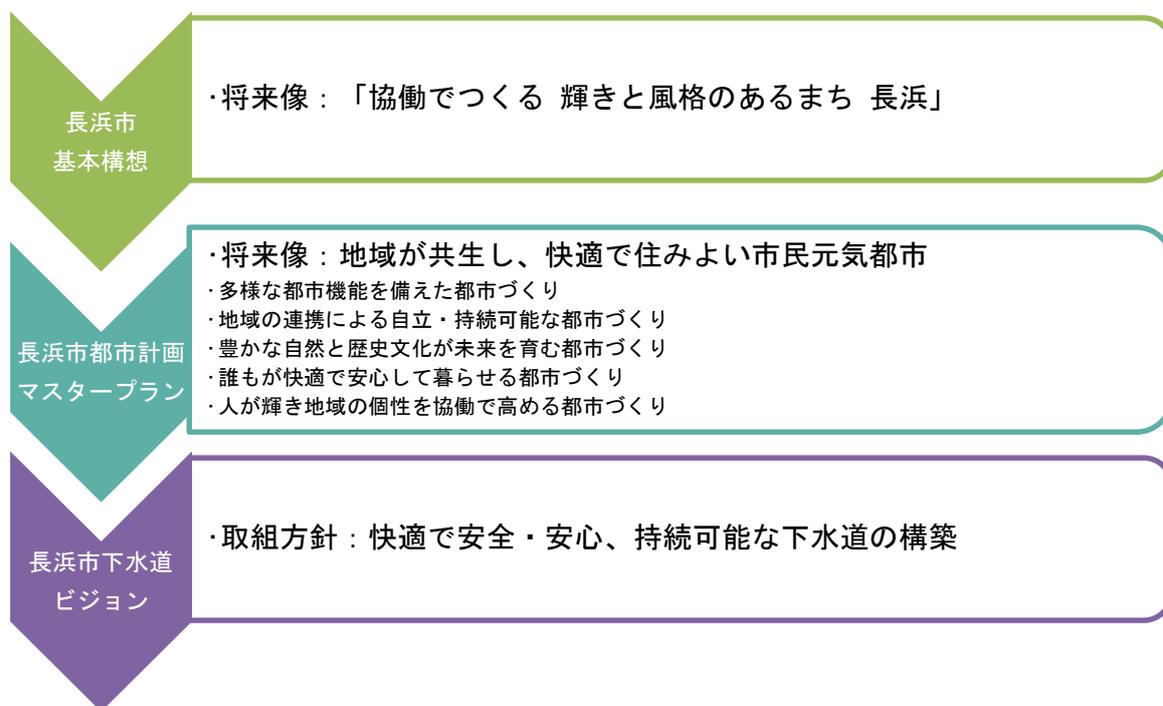


図.21 長浜市下水道ビジョンの取組方針

## 第6編 具体的施策

具体的施策は、下水道ビジョンの取組方針である、「快適で安全・安心、持続可能な下水道の構築」に基づき、以下の4つのテーマを定めます。



図.22 具体的施策

# 1 事業継続性の確保

## ➤ 施策の方向性

本市の下水道（全事業）は古いものでは事業着手から 30 年以上が経過し、管渠や処理施設で今後老朽化施設が益々増加していきます。特に、農業集落排水施設等は、市内 57 地区に広範囲に点在、単独処理による不採算経営、老朽化の進行と修繕費の高騰が懸念されています。

将来にわたって下水道事業を健全に運営するためには、農業集落排水施設の事業集約による効率化と削減を図るとともに、下水道施設については長寿命化を見据えた計画的な改築更新を図り、事業継続性を確保する必要があります。

また、人口減少等の社会情勢の変化に伴い、税収や下水道使用料収入の伸びが期待できない中で、永続的に下水道施設を利用できるように健全な下水道経営を目指します。

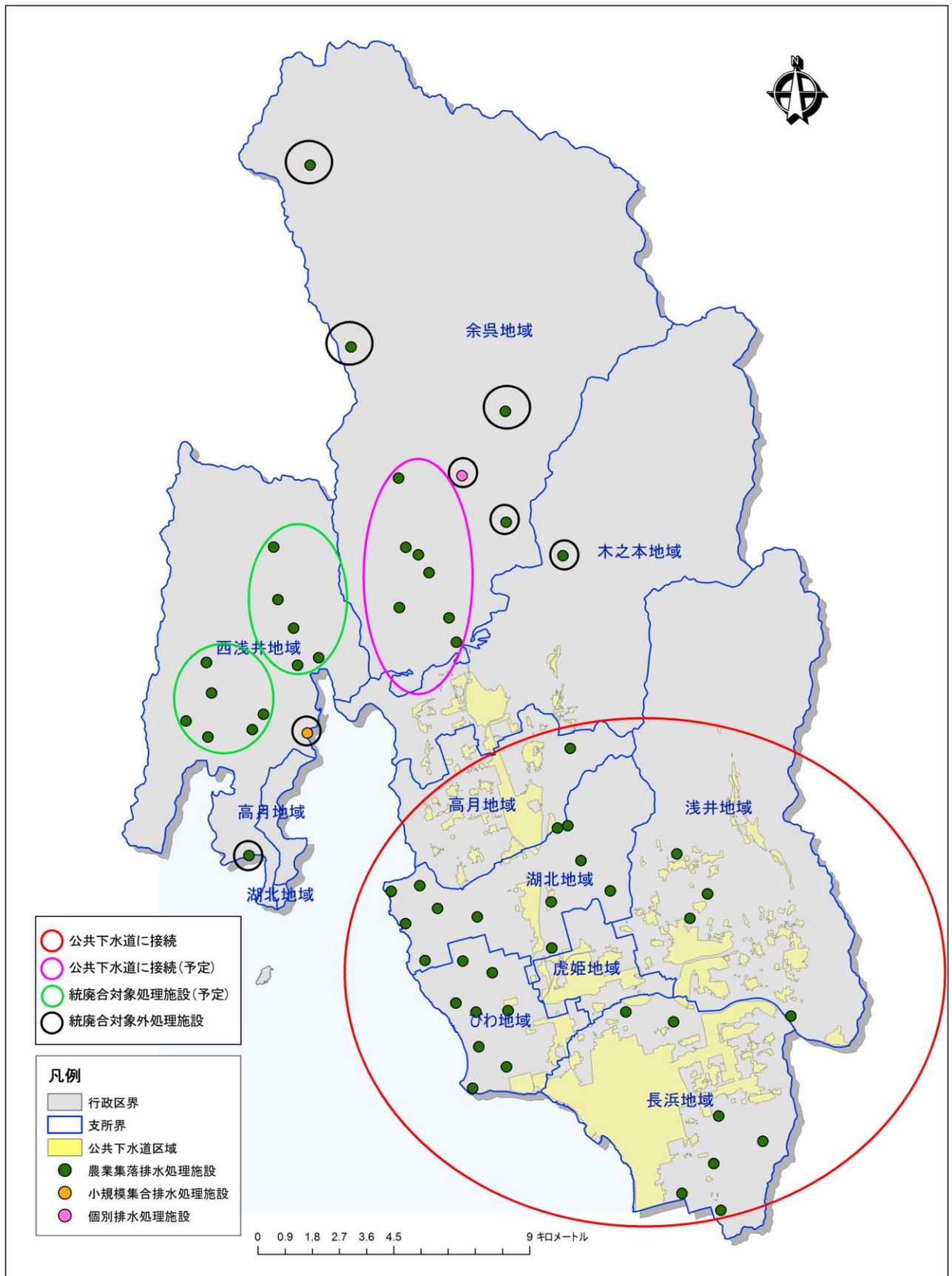
## ➤ 施策

### (1) 統廃合計画及び計画的な改築更新

- 農業集落排水施設は、「事業集約による効率化と削減」をテーマに公共下水道区域内は流域下水道への統合によるコスト削減、公共下水道区域外は農業集落排水施設間の統廃合によるコスト削減を図ります。
- 流域下水道（木之本西幹線）の整備進捗にあわせ、57地区の農業集落排水施設等のうち31地区を平成40年までに公共下水道に統合する予定です。
- 西浅井地区の農業集落排水施設は、統廃合の検討を行うとともに、統合する場合は統合先の機能診断調査及び長寿命化計画を策定します。統廃合対象外施設についても、機能診断調査を行い、機能維持のための長寿命化計画を策定します。余呉地域の一部施設については、流域下水道への区域外流入を検討し、滋賀県や東北部関係市町との調整を進めます。
- 57地区の農業集落排水施設等と218箇所のマンホールポンプ施設について、「農業集落排水処理施設遠方監視システムの整備計画（平成25年度）」に基づき維持管理の集約に向けて緊急通報システムの整備を行い、本庁と北部振興局に集約した管理体制による効率的な機能維持に努めます。
- マンホールポンプの長寿命化計画と合わせ、管路の長寿命化計画を実施します。

### (2) 不明水調査・対策

- 不明水調査を実施し、それに基づいた対策を行います。不明水量が減少することで、処理原価の削減につながります。



(※) 〇区域内 31 地区のうち、木尾地区には施設が 2 箇所あるため、●は 32 箇所あります。

図.23 統廃合計画図



図.24 農業集落排水等施設位置図

表.3 農業集落排水施設(流域下水道事業区域内、外の内訳)

流域下水道事業計画内

地域名	No	地区名	供用開始	経過年数
長浜地域	1	今	H3	23年
	2	鳥羽上	H6	20年
	3	常喜本庄	H6	19年
	4	八条	H7	18年
	5	泉国友郷	H8	18年
	6	神田	H9	16年
	7	西黒田南	H11	15年
びわ地域	8	美浜	S60	29年
	9	益田	S63	26年
	10	稲葉	H1	24年
	11	下八木	H1	24年
	12	南浜	H3	23年
	13	早崎	H3	22年
	14	川道	H3	22年
	15	難波	H4	21年
浅井地域	16	木尾第一	S60	25年
		木尾第二	S61	24年
	17	田根北	H4	22年
湖北地域	18	七尾南	H6	19年
	19	尾上	S60	28年
	20	海老江	S61	27年
	21	山脇河毛	H2	23年
	22	五大田	H2	23年
	23	湖北西	H4	22年
	24	山本	H5	21年
	25	津里石川	H6	20年
	26	賀小今	H6	20年
	27	丁野二俣	H7	18年
	28	小谷南	H9	17年
	29	上下山田	H10	15年
高月地域	30	馬上	S63	25年
	31	高野	H3	22年

流域下水道事業計画外

地域名	No	地区名	供用開始	経過年数
木之本地域	1	杉野	H20	5年
余呉地域	2	坂口	H13	12年
	3	川並	S63	25年
	4	下余呉	H2	24年
	5	中之郷	H3	22年
	6	東野	H5	20年
	7	片岡南部	H8	17年
	8	小谷柳ヶ瀬	H13	12年
	9	丹生	H12	13年
	10	椿坂	H14	11年
	11	中河内	H15	10年
	12	菅並	H15	10年
	13	摺墨	H14	9年
	西浅井地域	14	八田部	S63
15		黒山	H1	24年
16		山門中	H4	21年
17		塩津浜	H6	20年
18		岩熊	H6	19年
19		庄	H6	19年
20		山田小山	H7	18年
21		塩津北	H10	16年
22		塩津中部	H10	15年
23		大浦	H10	15年
24		月出	H11	14年
25		菅浦	H12	13年
26		余	H13	12年

流域下水道事業計画内+流域下水道事業計画外

合計	57	地区
----	----	----

表.4 公共下水道への統合計画概要

種別	地域名	No.	処理区	統合予定年度	統 廃 合 目 標 年 次												
					H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度	H40年度
農業集落排水事業	長浜地域	1	今	H33							●						
		2	鳥羽上	H36													●
		3	常喜本庄	H36													●
		4	八条	H37													●
		5	泉国友郷	H38													●
		6	神田	H39													●
		7	西黒田南	H40													●
	びわ地域	8	美浜	H31	H27	←	→										
		9	益田	H32				●	→								
		10	稲葉	H32				●	←	→							
		11	下八木	H32				●	←	→							
		12	南浜	H34							●	→					
		13	早崎	H34							●	←	→				
		14	川道	H33							●	←	→				
	浅井地域	16	木尾①	H30													●
			木尾②	H30													●
		17	田根北	H34													●
		18	七尾南	H36													●
	湖北地域	19	尾上	H38	H27	←	→										
		20	海老江	H30													●
		21	山脇河毛	H32													●
		22	五大田	H33													●
		23	湖北西	H36													●
		24	山本	H37													●
		25	津里石川	H38													●
		26	賀小今	H37													●
		27	丁野二俣	H37													●
		28	小谷南	H39													●
		29	上下山田	H40													●
	高月地域	30	馬上	H39													●
		31	高野	H34													●

←→ 統廃合計画 ● 供用開始後30年

## 2 快適な都市づくり

### ➤ 施策の方向性

下水道は、家庭や事業所から排出される汚水を排除・処理し、川、湖、海の水をきれいにすることで、良好な環境を維持する役割があります。そのため、本市都市計画マスタープランの都市づくりの目標で定める「誰もが快適で安心してくらせる都市づくり」の実現のために、下水道はなくてはならない社会基盤施設です。

本市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、小規模集合排水処理施設、個別排水処理施設の施設で汚水が処理されており、汚水処理人口普及率は 99.9%となっています。下水道整備が困難な地域については、生活排水処理率が 100%となるよう努めます。

### ➤ 施策

#### (1) 汚水整備の推進

- 合併処理浄化槽設置整備事業と連携し、生活排水処理率 100%達成に努めます。
- 公共下水道区域内に存在する 31 地区の農業集落排水施設を流域下水道に統合することにより、高度処理に寄与できます。

#### (2) 下水道接続の促進

- 下水道未接続家庭に対し、下水道接続を啓発し接続率の向上を図ります。

### 3 安全・安心な都市づくり

#### ➤ 施策の方向性

近年、ゲリラ豪雨による浸水被害や、東北地方太平洋沖地震等の大地震等、全国で大きな自然災害が発生しています。

地震が発生した場合でも、下水道は重要なライフラインとしてその機能を確保する必要があります。そこで地震対策としては、下水道施設の耐震診断及び耐震化を図る「防災対策」を進めるとともに、下水道施設が被災した場合でも、被害の最小化を図る「減災対策」を進めます。

公共下水道は、雨水を速やかに排除し浸水を防ぎ、住民の生命や財産を守るという役割を担っています。そこで、浸水対策としては、都市の健全な発達を図るために、急激に都市化した市街地等の浸水対策施設の整備を進めます。

地震対策、浸水対策の推進によって、安全・安心な都市づくりの実現を目指します。

#### ➤ 施策

##### (1) 地震対策

- 「長浜市地域防災計画（平成 26 年 3 月）」に基づき、公共下水道及び農業集落排水施設とも施設の整備、体制の整備（下水道ネットワークづくり、下水道防災マニュアルの作成、災害復旧機器・資材等の備蓄、消毒体制、応援体制、情報システムの強化、災害時の体制）を進め、下水道における危機管理機能の強化を図ります。
- 管渠、ポンプ施設の耐震診断を進め、効率的に耐震化工事を進めます。
- 重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策として下水道総合地震対策事業を行います。
- 減災対策として、下水道施設が被災した場合でも、速やかにかつ高いレベルで下水道機能を維持・回復し、影響を最小限にとどめる下水道事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定を進めます。
- 下水道台帳システムを整備し、復旧対策の迅速化を図るとともに、バックアップシステムの確立を進めます。

## (2) 浸水対策

- 都市の健全な発達を図るため、市街地（十一川排水区、内保排水区、的場井川排水区、打越川排水区、赤川排水区）の雨水整備を順次進めます。

表.5 雨水整備計画

排水区名	工事箇所	年度														
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38	平成39	平成40
十一川	南高田町他	←→														
内保	内保町	←→	←→													
的場井川	祇園町他	←→														
打越川	平方町	←→	←→	←→	←→											
赤川	木之本町	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→	←→							

## 4 地域住民との交流・連携

### ➤ 施策の方向性

下水道は市民生活にとって重要な社会基盤施設であるにもかかわらず、普段は住民の皆様に見えにくくなっています。下水道がその役割を十分に発揮し、「事業継続性の確保」、「快適な暮らしの実現」、「安全・安心な都市の実現」を達成するためには市民の皆様との理解と協力が不可欠です。

そこで、下水道事業の広報活動の充実、下水道経営に関する情報公開を行うことにより、地域の皆様との交流・連携に努め住民サービスの向上を図ります。

### ➤ 施策

#### (1) 広報・啓発活動の充実

- 下水道の役割、必要性、経営の状況等をより広く理解していただくため、ホームページの充実、窓口サービスの向上を図ります。
- 小学生等への社会学習や各種団体に対しての下水施設の見学会等、広く下水道に関しての情報提供を行います。

#### (2) パブリック・コメントの実施

- ホームページや広報誌等の手段を用い、本市の下水道に関して、市民の皆様へ広く意見を聴取させていただき、今後もさらに下水道行政を共に支えていただけるシステムの充実を図ります。

#### (3) 管路情報閲覧の実施

- 窓口閲覧システムにより管路情報閲覧の充実を図ります。

## 第7編 下水道経営の見通し

下水道ビジョンにおける下水道経営の見通しは、以下の概念図に示した「法適化」、「処理原価を意識した運営基盤の強化」、「農業集落排水施設の統合」、「公共下水道の推進」、「管理体系の集約化」、「中央監視の強化」、「料金徴収事務の一元化」、「人件費の削減」、「使用料債権の徴収強化」、「ストックマネジメントの活用」により行います。

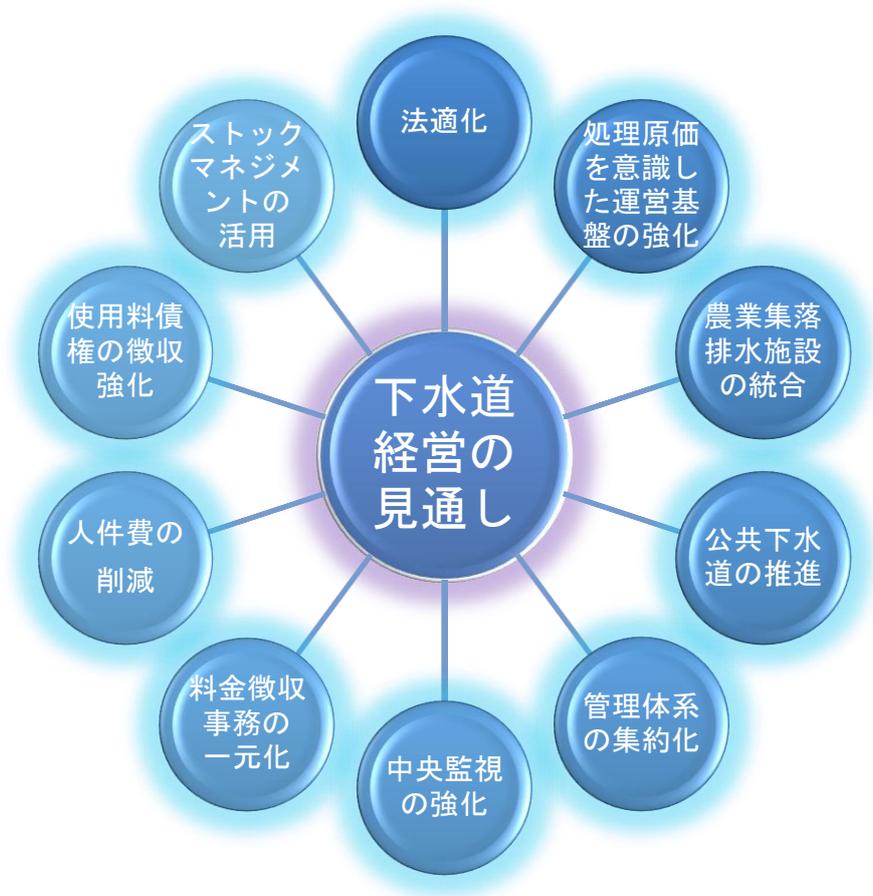


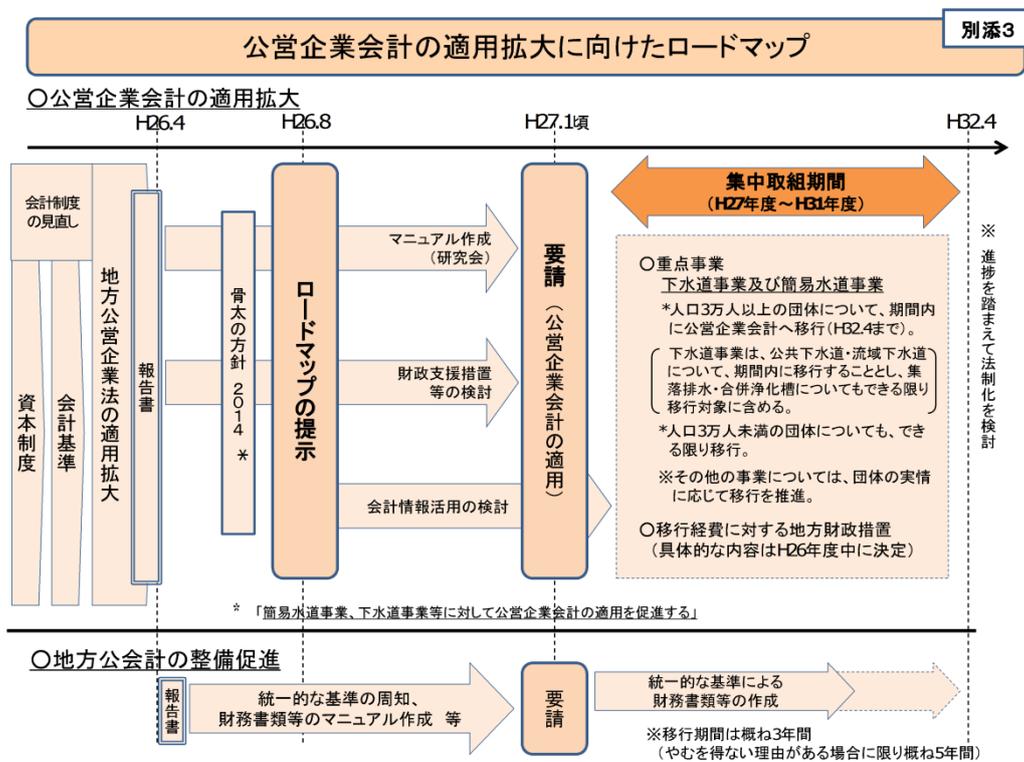
図.25 下水道経営の見通し概要

# 1 法適化

今後、法適化に移行することにより、経営状況の明確化、経営の弾力化、経営意識の向上、資産の有効活用が可能となります。

地方公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ（総務省）では、人口3万人以上の団体について、下水道事業は期間内（平成32年4月まで）に公営企業会計に移行となっています。また集落排水・合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含めるとされています。

本市では、将来の法適化を見据え平成23年より資産調査を実施し、期間内の法適化への移行を目指しています。



出典：www.soumu.go.jp/main\_content/000315050.pdf

図.26 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

# 2 処理原価を意識した運営基盤の強化

農業集落排水施設の汚水処理原価は公共下水道の汚水処理原価に比べ高い状況にあることを勘案し、平成26年4月に経営統合の一環として、農業集落排水施設使用料を公共下水道使用料体系に統一しました。

### 3 農業集落排水施設の統合

農業集落排水施設は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善等環境に配慮した循環型社会を構築するための社会資本として、昭和 56 年度から旧びわ町美浜地区を皮切りに市内 55 地区に整備してきました。特に公共下水道区域内の農業集落排水施設は、整備に長時間を要する農村地域において積極的に推進され、市内の環境整備の均衡ある発展や琵琶湖の汚濁負荷の削減に大きく寄与してきました。

農業集落排水施設は、集落単位の小規模施設が広範囲に点在、単独処理による不採算経営、老朽化の進行と修繕費の高騰が懸念されています。このような状況を踏まえ、公共下水道事業区域内の農業集落排水施設 31 地区は、流域下水道（木之本西幹線）の整備進捗とともに順次公共下水道への統合を進めていきます。

また、「長浜市農業集落排水事業中期経営計画（平成 24 年 11 月策定）」では、「公共下水道への接続については、補助対象施設の処分制限期間 30 年満了に合わせ、事業計画変更、接続申請書、公共下水道との整合を図り、計画的に進めることにします」としています。

農業集落排水施設から公共下水道への統合に伴う課題としては、処理施設の跡地利用の問題がありますが、地域特性を踏まえた効果的、効率的な利用用途を検討します。

### 4 公共下水道の推進

農業集落排水施設の統合により、公共下水道（污水）の経営規模拡大を図ります。

また、下水道接続の啓発により下水道使用料収入の維持向上に努め、永続的に下水道施設を利用できるように健全な下水道経営を目指します。

### 5 管理体系の集約化

公共下水道事業（污水、雨水）の管理体系は、合併前の支所単位での管理となっていました。本庁と北部振興局に集約した管理体制による効率的な機能維持を目指します。

### 6 中央監視の強化

下水道事業の管理体系の集約化にあわせ、広域的に散在する多数のマンホールポンプ等の中央監視の強化を図ります。

## 7 料金徴収事務の一元化

公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料及び旧伊香郡地域の上水道料金、簡易水道料金については、これまで市で徴収していましたが、経営の効率化を図るため、平成 26 年 6 月からは水道料金等の徴収事務を行っている長浜水道企業団に委託し、料金業務の一元化を行いました。これに伴い、コンビニエンスストアでの料金のお支払が可能となりました。

## 8 人件費の削減

農業集落排水施設の統合に伴う巡回管理費の削減、2 局管理体系の集約化、中央監視の強化等により人件費の削減に努めます。

## 9 使用料債権の徴収強化

平成 25 年度に制定した長浜市債権管理条例を遵守し、債権管理計画に基づいた使用料債権の徴収強化を行います。

## 10 スtockマネジメントの活用

膨大な下水道ストックは、老朽化施設が急速に増加する中で、ストックマネジメントを実践し、一定の予算制約等踏まえ、下水道施設全体の将来的な事業費の平準化を図り、点検・調査、改築・修繕を計画的に実施する必要があります。

このような状況を踏まえ、「下水道長寿命化支援制度」等を活用した、適正なストックマネジメントを行います。

## 長浜市下水道ビジョン

---

■発行日/平成 27 年 3 月

■発行/長浜市役所

■編集/長浜市 都市建設部 上下水道課

〒526-0031 滋賀県長浜市八幡東町 632

Tel.0749-65-1601

URL <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>